

輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令参照条文

関税法（昭和二十九年法律第二十一号）（抄）

（輸出差止申立てに係る供託等）

第六十九条の六 税関長は、第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸出されないことにより当該貨物を輸出しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2 税関長は、前項の規定により供託された金銭の額が同項に規定する損害の賠償を担保するのに不足すると認めるときは、申立人に対し、期限を定めて、その不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等を含む。以下この条において同じ。）で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができる。

4 第一項又は第二項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に関し必要な事項は、政令で定める。

5 申立人は、政令で定めるところにより、第一項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の契約を締結し、同項又は第二項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、第一項又は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

6 第一項の貨物の輸出者は、申立人に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同項及び第二項の規定により供託された金銭（第三項の規定による有価証券を含む。第八項から第十項までにおいて同じ。）について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 供託の原因となつた貨物が第六十九条の二第一項第三号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物に該当する旨の第六十九条の三第五項本文（輸出してはならない貨物に係る認定手続）の規定による通知を受けた場合

二 供託の原因となつた貨物について第六十九条の三第六項の規定による通知を受けた場合

三 第一項の貨物の輸出者が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、同項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

四 第五項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

五 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

9 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

10 税関長は、第一項又は第二項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、これらの規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をせず、かつ、第五項の規定による契約の締結の届出をしないときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめることができる。

11 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした者及び当該認定手続に

係る貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

（輸入差止申立てに係る供託等）

第六十九条の十二 税関長は、第六十九条の十第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2 税関長は、前項の規定により供託された金銭の額が同項に規定する損害の賠償を担保するのに不足すると認めるときは、申立人に対し、期限を定めて、その不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等を含む。以下この条及び第六十九条の十七（輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）において同じ。）で税関長が確実と認めるものをもってこれに代えることができる。

4 第一項又は第二項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に関し必要な事項は、政令で定める。

5 申立人は、政令で定めるところにより、第一項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の契約を締結し、同項又は第二項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、第一項又は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

6 第一項の貨物の輸入者は、申立人に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同項及び第二項の規定によ

り供託された金銭（第三項の規定による有価証券を含む。第八項から第十項までにおいて同じ。）について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 供託の原因となつた貨物が第六十九条の八第一項第九号又は第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当する旨の第六十九条の九第五項本文（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による通知を受けた場合

二 供託の原因となつた貨物について第六十九条の九第六項の規定による通知を受けた場合

三 第一項の貨物の輸入者が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、同項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

四 第五項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

五 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

9 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

10 税関長は、第一項又は第二項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、これらの規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をせず、かつ、第五項の規定による契約の締結の届出をしないときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめることができる。

11 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)

第六十九条の十三 第六十九条の十一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、当該申立てに係る貨物について認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る疑義貨物について、これらの者がその見本の検査をすることを承認するよう申請することができる。この場合において、当該申請を受けた税関長は、その旨を当該疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。

2 税関長は、次の各号のいずれの要件にも該当するときは、前項の申請に応じて、当該申請を行った者(その委託を受けた者を含む。以下この条(第五項を除く。))において「申請者」という。)が当該認定手続に係る疑義貨物の見本の検査をすることを承認するものとする。ただし、当該申請に係る貨物が第六十九条の八第一項第九号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物(回路配置利用権を侵害する貨物を除く。以下この項及び第五項において同じ。))又は同条第一項第十号に掲げる貨物に該当するか否かが明らかであるとき、その他当該見本の検査をすることを承認する必要がないと認めるときは、この限りでない。

一 当該見本に係る疑義貨物が第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当するものであることについて税関長に証拠を提出し、又は意見を述べるために、当該見本の検査をすることが必要であると認められること。

二 当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認められること。

三 前号に掲げるもののほか、当該見本が不当な目的に用いられるおそれがないと認められること。

四 申請者が当該見本の運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いを適正に行う能力及び資力を有していると認められること。

- 3 税関長は、前項の規定により申請者が見本の検査をすることを承認する場合には、その旨を当該申請者（その委託を受けた者を除く。）及び当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。
- 4 第二項の規定により税関長が承認した場合には、申請者は、当該見本の検査に必要な限度において、当該見本の運搬、保管又は検査の費用その他必要な費用を負担しなければならない。
- 5 前条（第十一項を除く。）の規定は、税関長が第二項の規定により承認する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十九条の十二第二項	当該申立てに係る貨物についての認定 手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより	当該見本に係る疑義貨物が第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物又は同項第十号に掲げる貨物に該当する貨物と認定されなかった場合に
第六十九条の十二第二項、第五項、第六項及び第八項	申立てをした者（以下この条において「申立人」） 申立人	承認の申請をした者（以下この条において「申請者」） 申請者
第六十九条の十二第十項	認定手続を取りやめる	次条第二項の承認をしない

- 6 第二項の規定により承認を受けた申請者が見本の検査をする場合には、税関職員が立ち会うものとする。この場合において、当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者は、税関長に申請し、これに立ち会うことができる。

7 前各項に定めるもののほか、第一項の申請の手續、第四項の費用の負担その他申請者による見本の検査に關し必要な事項は、政令で定める。

(輸入してはならない貨物に係る認定手續を取りやめることの求め等)

第六十九条の十七 第六十九条の十第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手續等)の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下この条において「申立特許権者等」という。)(の申立てに係る貨物について認定手續が執られたときは、当該貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手續が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手續を取りやめることを求めることができる。

一 第六十九条の十四第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により十日経過日まで
の期間を延長する旨の通知を受けた場合 二十日経過日(同条第五項(同条第十項において準用する場合を含む。次
号において同じ。)(の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係
る同条第六項(同条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。)(の規定による通知を受けた日から起
算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

二 前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日(第六十九条の十四第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の
通知を受けたときは、十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過
する日とのいずれか遅い日)

2 税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨物について認定手續を執つたときは、十日経過日前に、当該貨物を輸入
しようとする者に対し、通知日を通知しなければならない。

3 税関長は、第一項の規定により認定手續を取りやめることの求めがあつたときは、当該認定手續に係る申立てをした

申立特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、当該求めをした者（以下この条において「請求者」という。）に対し、期限を定めて、当該認定手続に係る貨物が輸入されることにより当該申立特許権者等が被るおそれがある損害の賠償を担保するために相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命じなければならない。

4 前項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるものをもってこれに代えることができる。

5 第三項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に関し必要な事項は、政令で定める。

6 請求者は、政令で定めるところにより、第三項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の契約を締結し、同項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、同項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

7 第三項の申立特許権者等は、請求者に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同項の規定により供託された金銭（第四項の規定による有価証券を含む。第九項から第十一項までにおいて同じ。）について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

8 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第三項の規定により金銭を供託した請求者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 第十二項の申立特許権者等が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、第三項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

二 第六項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

三 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供

託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

四 前三号に掲げるもののほか、第十二項の申立特許権者等が同項の規定による通知を受けた日から起算して三十日以内に第三項に規定する損害の賠償を求める訴えの提起をしなかつた場合

10 前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

11 税関長は、第三項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、同項の規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をし、又は第六項の規定による契約の締結の届出をしたときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について認定手続を取りやめるものとする。

12 税関長は、前項の規定により認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者及び当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知しなければならない。

関税定率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定並びに第五条中関税法目次の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第六十五条の二の改正規定、同法第六章中第六十七条の前に節名を付する改正規定、同法第六十七条の二の次に節名を付する改正規定、同法第六十七条の十二の次に節名を付する改正規定、同法第六十九条の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第七十一条の次に節名を付する改正規定、同法第七十四条の改正規定、同条の次に節名を付する改正規定、同法第七十五条の改正規定、同

条の次に節名を付する改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第九十一条の改正規定、同法第九十三条の改正規定、同法第十章中第九十九条の前に一条を加える改正規定、同法第九十九条の改正規定、同法第九十九条の二の改正規定、同法第一百十二条の改正規定、同法第一百三十九条の四の改正規定、同法第一百七十七条の改正規定（「第九十九条」を「第八十条の四」に改める部分及び「禁制品を輸入する罪・禁制品」を「輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物」に改める部分に限る。）及び同法第一百八条の改正規定並びに附則第二条の規定、附則第五条の規定、附則第十一条の規定、附則第十二条の規定及び附則第十五条の規定 平成十八年六月一日

二七（省略）

（処分等に関する経過措置）

第二条 前条第一号に定める日前にした第二条の規定による改正前の関税法第二十一条から第二十二条までの規定又はこれらの規定に基づく命令による処分、手続その他の行為は、第五条の規定による改正後の関税法第六十九条の八から第六十九条の十八までの規定又はこれらの規定に基づく命令の相当規定によつてしたものともみなす。

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）

（輸出してはならない貨物に係る税関長の命令により供託した場合の手続）

第六十二条の六 法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをした者で法第六十九条の六第一項又は第二項（輸出差止申立てに係る供託等）の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたもの（次条において「供託をすべき申立人」という。）は、当該供託（法第六十九条の六第三項の規定による有価証券の供託

を含む。)をしたときは、遅滞なく、その供託書の正本を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による供託書の正本の提出があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面及び当該供託書の正本の写しをその供託の原因となつた貨物を輸出しようとする者に交付しなければならない。

(輸出してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等)

第六十二条の七 供託をすべき申立人は、法第六十九条の六第五項(輸出差止申立てに係る供託等)の契約を締結する場合には、本邦にある銀行、信用金庫、保険会社その他の金融機関で税関長の承認を受けたもの(第一号及び第三項において単に「金融機関」という。)を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 金融機関は、供託をすべき申立人のために、税関長が当該供託をすべき申立人に供託することを命じた金銭の額を限度として、当該供託をすべき申立人に対する法第六十九条の六第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸出者が当該金融機関に対して金銭の支払を請求する権利を有することを確認するものとして当該輸出者の申請により税関長が交付する書面に表示された額の金銭を当該輸出者に支払うものであること。

二 税関長の承認を受けて解除した時に契約の効力が消滅するものであること。

三 税関長の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

2 供託をすべき申立人は、法第六十九条の六第五項の契約を締結したとき(税関長の承認を受けて当該契約の内容を変更した場合を含む。)は、その旨を記載した書面に、契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

3 税関長は、前項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつたときは、遅滞なく、その旨並びに同項の契約の相手方である金融機関の名称及び所在地並びに当該契約に係る契約金額を記載した書面を当該契約の締結の原因となつた貨物を輸出しようとする者に交付しなければならない。

4 税関長は、第二項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつた場合において、同項の契約を締結した供託をすべき申立人に対する法第六十九条の六第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸出者から当該賠償請求権を有する

こと及び当該賠償請求権の額の確認の申請があり、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申請を理由があると認めるときは、当該申請をした輸出者に対し、当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額を確認する書面を交付しなければならない。

(輸出してはならない貨物に係る権利の実行の手続)

第六十二条の八 法第六十九条の六第六項(輸出差止申立てに係る供託等)に規定する権利(以下この条において「権利」という。)を有する輸出者は、税関長に対し、その権利の実行の申立てをすることが出来る。

2 税関長は、前項の申立てがあつた場合において、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申立てを理由があると認めるときは、当該申立てをした輸出者に対し、権利を有することを確認する書面を交付しなければならない。

3 税関長は、有価証券が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、当該有価証券を換価することが出来る。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

4 前三項に規定するもののほか、権利の実行に関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

(輸出してはならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続)

第六十二条の九 法第六十九条の六第八項第四号(輸出差止申立てに係る供託等)の承認を受けようとする者は、同号の承認を受けたい旨を記載した書面に、同条第五項の契約に係る契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

2 法第六十九条の六第八項第五号の承認を受けようとする者は、現に供託されている供託物に代わる他の供託物を供託した上、同号の承認を受けたい旨及びその事由を記載した書面に、当該他の供託物に係る供託書の正本を添付して、税関長に提出しなければならない。

(輸入してはならない貨物に係る税関長の命令により供託した場合の手續)

第六十二条の十五 法第六十九条の第十一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手續等)の規定による申立てをした者で法第六十九条の十二第一項又は第二項(輸入差止申立てに係る供託等)の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたもの(次条において「供託をすべき申立人」という。)は、当該供託(法第六十九条の十二第三項の規定による有価証券の供託を含む。)をしたときは、遅滞なく、その供託書の正本を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による供託書の正本の提出があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面及び当該供託書の正本の写しをその供託の原因となつた貨物を輸入しようとする者に交付しなければならない。

(輸入してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等)

第六十二条の十六 供託をすべき申立人は、法第六十九条の十二第五項(輸入差止申立てに係る供託等)の契約を締結する場合に、本邦にある銀行、信用金庫、保険会社その他の金融機関で税関長の承認を受けたもの(第一号及び第三項において単に「金融機関」という。)を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 金融機関は、供託をすべき申立人のために、税関長が当該供託をすべき申立人に供託することを命じた金銭の額を限度として、当該供託をすべき申立人に対する法第六十九条の十二第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者が当該金融機関に対して金銭の支払を請求する権利を有することを確認するものとして当該輸入者の申請により税関長が交付する書面に表示された額の金銭を当該輸入者に支払うものであること。

二 税関長の承認を受けて解除した時に契約の効力が消滅するものであること。

三 税関長の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

2 供託をすべき申立人は、法第六十九条の十二第五項の契約を締結したとき(税関長の承認を受けて当該契約の内容を変更した場合を含む。)は、その旨を記載した書面に、契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

3 税関長は、前項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつたときは、遅滞なく、その旨並びに同項の契約の相手方である金融機関の名称及び所在地並びに当該契約に係る契約金額を記載した書面を当該契約の締結の原因となつた貨物を輸入しようとする者に交付しなければならない。

4 税関長は、第二項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつた場合において、同項の契約を締結した供託をすべき申立人に対する法第六十九条の十二第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者から当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額の確認の申請があり、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申請を理由があると認めるときは、当該申請をした輸入者に対し、当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額を確認する書面を交付しなければならない。

(輸入してはならない貨物に係る権利の実行の手続)

第六十二条の十七 法第六十九条の十二第六項(輸入差止申立てに係る供託等)に規定する権利(以下この条において「権利」という。)を有する輸入者は、税関長に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 税関長は、前項の申立てがあつた場合において、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申立てを理由があると認めるときは、当該申立てをした輸入者に対し、権利を有することを確認する書面を交付しなければならない。

3 税関長は、有価証券が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、当該有価証券を換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

4 前三項に規定するもののほか、権利の実行に関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

(輸入してはならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続)

第六十二条の十八 法第六十九条の十二第八項第四号(輸入差止申立てに係る供託等)の承認を受けようとする者は、同号の承認を受けたい旨を記載した書面に、同条第五項の契約に係る契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

ならない。

2 法第六十九条の十二第八項第五号の承認を受けようとする者は、現に供託されている供託物に代わる他の供託物を供託した上、同号の承認を受けたい旨及びその事由を記載した書面に、当該他の供託物に係る供託書の正本を添付して、税関長に提出しなければならない。

(税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用)

第六十二条の二十 第六十二条の十五及び第六十二条の十六の規定は法第六十九条の十三第一項(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)の規定による申請をしようとする者で同条第五項において準用する法第六十九条の十二第一項(輸入差止申立てに係る供託等)の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十二条の十七の規定は法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第六項に規定する権利の実行の手続について、第六十二条の十八第一項の規定は法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第八項第四号の承認を受けようとする者について、第六十二条の十八第二項の規定は法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第八項第五号の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条の十五第一項並びに第六十二条の十六第一項、第二項及び第四項	申立人	申請者
第六十二条の十五第一項	法第六十九条の十二第三項	法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十

第六十二条の十六第一項及び第二項	法第六十九条の十二第五項	二第三項
第六十二条の十六第一項第一号及び第四項	法第六十九条の十二第一項	法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第五項
第六十二条の十八第一項	同条第五項	法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第一項

(税関長の命令により供託した場合の手續等についての規定の準用)

第六十二条の二十七 第六十二条の十五及び第六十二条の十六の規定は法第六十九条の十七第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手續を取りやめることの求め等)の規定による求めをしようとする者で同条第三項の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十二条の十七の規定は法第六十九条の十七第七項に規定する権利の実行の手續について、第六十二条の十八第一項の規定は法第六十九条の十七第九項第二号の承認を受けようとする者について、第六十二条の十八第二項の規定は法第六十九条の十七第九項第三号の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替

えるものとする。

<p>読み替える規定</p> <p>第六十二条の十五第一項並びに第六十二条の十六第一項、第二項及び第四項</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>申立人</p>	<p>読み替える字句</p> <p>請求者</p>
<p>第六十二条の十五第一項</p> <p>第六十二条の十五第二項</p>	<p>法第六十九条の十二第三項</p> <p>を輸入しようとする者</p>	<p>法第六十九条の十七第四項</p> <p>に係る法第六十九条の十第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをした特許権者等（法第六十九条の十四第一項（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）に規定する特許権者等をいう。次条及び第六十二条の十七において同じ。）</p>
<p>第六十二条の十六第一項及び第二項</p> <p>第六十二条の十六第一項第一号及び第四項</p>	<p>法第六十九条の十二第五項</p> <p>法第六十九条の十二第一項</p>	<p>法第六十九条の十七第六項</p> <p>法第六十九条の十七第三項</p>
<p>第六十二条の十六第一項第一号及び</p>	<p>輸入者</p>	<p>特許権者等</p>

<p>第四項並びに第六十二条の十七第一項及び第二項</p>	<p>第六十二条の十六第三項</p>	<p>第六十二条の十八第一項</p>
	<p>を輸入しようとする者</p>	<p>同条第五項</p>
	<p>に係る法第六十九条の十第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをした特許権者等</p>	<p>法第六十九条の十七第六項</p>